

「第2回 奈良県地域発注者協議会の開催について」

1. 協議会の目的

奈良県内における近畿地方整備局、県、市町村の公共工事の各発注者において、「発注関係事務の運用に関する指針」*を踏まえた発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施を図り、もって奈良県内における公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として開催しました。

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律（H26.6.4改正）（品確法）」第22条に基づき、平成27年1月30日策定

2. 開催日時

平成27年10月30日（金）10:00～11:30

3. 開催場所

奈良商工会議所 大ホール



4. 参加者(67名)(内委員51名)

《県(県土マネジメント部)》

県土マネジメント部長、奈良土木事務所長、公共工事契約課長、技術管理課長、建設業指導室長 他

《近畿地方整備局》

企画部総括技術検査官、営繕部営繕品質管理官、奈良国道事務所他関係5事務所所長 他

《市町村》

県内39市町村担当課長 他

5. 協議会の主な概要

- ①近畿ブロック発注者協議会の取り組み状況について
- ②奈良県地域発注者協議会の取り組み状況について

・「品確法」の改正により、平成27年1月30日に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」に示されている以下の点について、各発注者間において確認しました。

- ① 予定価格の適正な設定について
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底について
- ③ 中間前払い制度の全市町村での活用について
- ④ 発注者間の連携体制の構築について
 - ・総合評価落札方式による事業実施の推進
 - ・工事成績評定制度の導入推進